

『手話・音声言語研究：関西学院大学手話言語研究センター紀要』編集規程

1. 手話言語研究センターは、『手話・音声言語研究：関西学院大学手話言語研究センター紀要』を発行するために、手話言語研究センター紀要編集委員会（以下、編集委員会と表記する）をおく。
2. 編集委員会は、以下の編集委員より構成される。
 - (1) 手話言語研究センター長
 - (2) 手話言語研究センター副長
 - (3) 手話言語研究センター主任研究員
 - (4) その他、編集委員会が認めた者なお、(4)については、任期は1年とし、再任は妨げない。
3. 編集委員は、主に以下の業務を行う。
 - (1) 編集規程に関する事項
 - (2) 原稿の収集、整理および保管
 - (3) その他編集に関する事項
4. 紀要は、原著論文、研究ノート、書評、講演原稿およびその他の各欄からなる。具体的には以下の内容のものとする。
 - (1) 投稿有資格者による投稿論文
 - (2) 手話言語研究センターにおける研究の成果発表としての論文等
 - (3) その他、編集委員会が依頼または承認した論文・原稿等
5. 紀要は原則として、年1回発行する。
6. 論文等の投稿ならびに執筆に関する必要事項については、「投稿規程」および「執筆要領」として別に定める。
7. 原著論文の掲載可否は査読にもとづき決定する。査読者は編集委員会が選定し、委嘱する。なお、査読委員は2024年度紀要（第2号）より設ける。
8. 紀要の目次および掲載論文等は、原則として関西学院大学リポジトリ上で公開する。
9. 掲載原稿の著作権は、手話言語研究センターに帰属する。
10. 本規程の改廃は、手話言語研究センター運営委員会の議を経るものとする。

附則

本規程は2023年11月1日から施行する。